

## 奈良県発注工事における「単品スライド条項」の適用について

最近の鋼材類及び燃料油が高騰している状況を踏まえ、奈良県発注の建設工事に関して建設工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）を、本県においても適用することとしました。

1. 対象材料 「鋼材類」、「燃料油」に分類される各材料（H型鋼、異形棒鋼、軽油など）
2. 発注者の負担 対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額
3. 対象工事 施工中の工事及び今後発注する工事  
但し、部分払いの対象となった出来形部分等については対象外
4. 適用日 平成20年6月23日

なお、単品スライド条項の運用のための基準は、今後、策定します。

### 【参考】「単品スライド」とは

工事請負契約書第25条5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置。

## 【参考 1】

建設工事請負契約書第 25 条第 5 項（抜粋）

（賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更）

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

## 【参考 2】

○ 単品スライド条項制定の経緯

・昭和 54～55 年にかけて、いわゆる第二次オイルショック時に一部の石油関連資材の価格が高騰し、建設工事の円滑な実施が危ぶまれる状況にみまわれた。この時点では、契約約款には具体的な定めがなく、昭和 55 年度は、暫定措置として、実施約款の附則として「特約条項」を設けて、請負代金額の変更に対応した。

・昭和 56 年度にはこの「特約条項」を一般化し、特別な要因に起因する建設資材の流動化傾向に備えるため置かれた規定が、現在の第 25 条 5 項に相当する。ただし、具体の運用基準については定めがなかった。

・昭和 55 年度に行った実態上の対応は別として、一般化した形式で条項が制定されて以来、具体の運用基準を定めて本条項が発動されるのは初めてのことである。

・なお、工事期間中の資材価格の変動に対応する措置を定めた条項は、この特定の資材の価格上昇を対象にした単品スライド条項のほか、資材価格、労務単価等の価格水準全般の変動を対象としたいわゆる「全体スライド条項」（契約約款第 25 条第 1 項～4 項）極めて急激なインフレ、デフレを対象とした短期間の急激な価格水準全般の変動を対象にしたいわゆる「インフレスライド条項」（同第 6 項）が定められており、状況に応じてそれぞれを使い分けることとしている。